

# 令和6年度事業計画書

(自：令和6年4月1日～至：令和7年3月31日)

## I. 事業方針

本県は甚大な被害を受けた東日本大震災から13年が経過し、復旧整備された圃場で園芸品目の作付けが進み、新たな園芸振興が図られている。

一方では、燃料や生産資材費の高止まりから園芸農家の生産コストが上昇し、また夏季を中心とした記録的な高温や暖冬による収穫期のずれ込み等で市場入荷量の変動し、市場価格が乱降下する傾向がみられる。

宮城県が策定した園芸特産振興施策を展開する指針である「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」(令和3年度から令和7年度)において、野菜価格安定対策事業の活用推進が位置付けられており、当協会では交付予約数量の拡大に向けて、全農宮城県本部の園芸振興品目の作付け拡大により更なる予約数量の積み上げを行う。

また、宮城県の一般青果物価格安定対策加入促進事業の活用のほか、価格安定制度の普及啓発を行い、制度未加入者への加入促進に取り組む。

生産者の経営安定化に向け、価格安定制度の業務を遂行するとともに、県並びに中央団体の指導のもと、会員や関係機関と連携し、円滑な事業の実施に努めるものとする。

なお、当協会の運営については、長期にわたる低金利状態により、厳しい状況下にあるが、中長期的な収支改善の取組として、引き続き長期預り金等の運用の見直しによる運用益の改善を図るとともに、事務の合理化を進め、公益法人として適正な業務を行うものとする。

1. 「一般青果物価格安定制度」の周知や制度の啓発を行い、制度未加入者への加入促進に取り組む。
2. 本制度を利用する生産者にとってより有益な制度になるよう、引き続き補給金交付内容の検証を進める。
3. 交付準備金となる造成資金の適正な管理に努める。
4. 価格差補給金の交付は、迅速で適正な交付事務に努める。
5. 指定野菜価格安定対策事業の業務受託並びに国庫補助事業の事務支援を実施し、当協会の収益向上により運営の健全化を目指す。

## II. 事業の概要

### 1. 一般青果物価格補給事業

生産者が出荷した野菜(菌茸含む)・果実の市場販売価格が著しく低落し、当協会の定める補償基準価格を下回った場合に、価格差補給金を交付することにより、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、再生産に向けた所得の確保と消費者への青果物の安定的な供給を図る。

## 2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

県内特定産地から生産者が対象市場に出荷販売した野菜の販売価格が著しく低落し、国の定める保証基準価格を下回った場合に、価格差補給金を交付することにより、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、再生産に向けた所得の確保と消費者への野菜の安定的な供給を図る。

## 3. 事業計画

[単位：数量・t、金額・円、前年比・%]

項目	交付予約		補償・保証の額	
	数量	前年比	金額	前年比
1 一般青果物(補償)	7,941.6	99.4	443,911,900 (177,564,760)	99.8
2 特定野菜等(保証)	113.0	105.6	11,889,350	105.0
3 計	8,054.6		455,801,250	

注：( ) は概算資金造成額（一般青果物価格補償金額の40%）

## 4. 野菜価格安定事業の推進に関する事業

野菜価格安定事業の実施に伴い、制度説明会や事業実施等に必要な国および県の支援策の情報収集や調査を行う。

なお、本事業は、野菜価格安定事業の普及推進および制度の円滑な実施のために、独立行政法人農畜産業振興機構からの委託により実施する。

## 5. 大規模契約栽培産地育成強化支援事業（旧端境期等対策産地育成強化支援事業）

独立行政法人農畜産業振興機構が公募する、実需者が求める国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、生産・流通体系の構築、出荷期間の拡大及び作柄安定技術の導入の取組を支援する取組主体の事務を円滑に行うため、令和7年度事業採択に向け新たな取組主体の事業申請を支援する。

## 6. 持続的生産強化対策事業

公益財団法人中央果実協会が公募する、果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援対策事業申請において、果樹の生産・維持拡大に向けて新植・改植、園地整備を行う生産者（果樹産地協議会）の申請事務を円滑に行うため、令和6年度事業から新たに事務支援を行う。

## 7. 受託事業

### ○指定野菜価格安定対策事業

独立行政法人農畜産業振興機構が実施する指定野菜価格安定対策事業について、登録出荷団体である全国農業協同組合連合会宮城県本部との受託契約に基づきその業務を受託する。